

理的な力によって立たされたこと、教員は停職6ヶ月もの処分（私自身が受けた）を受けたことを強調した。そして起立できない行為を「良心的不服従」と位置づけ、絶対的保障の権利と見なすべきであると委員会に求めた。

その結果上記11・3総括所見（勧告）が出されたのである。

自由権18条1項は思想・良心の自由の絶対保障、2項は強制の禁止、4項は父母の権利である。18条3項には、「宗教又は信念を表明する自由については、法律で定める制限であつて公共の安全、公の秩序、公衆の健康若しくは道徳又は他の者の基本的な権利及び自由を保護するために必要なもののみを課することができる。」（筆者傍線）とある。表明する権利を制限するには、法律に定められている、公共の安全などのため必要なもののみである、という要件を満たさなければならない。

10・23通達は、法律ではなく、公共の安全などの保護でもない。従つて、10・23通達によって思想良心の自由を制限するなどあつてはならないのだ。

「自国の法令及び実務を規約第18条に適合させる」ために、直ちに10・23通達を無効にしなければならない。

## 6 都教委の対応

11月14日とや英津子都議へのレクチャーに「市民会議」とアイムが同席させてもらった。約15名。

セアート第1、第2勧告が出、今また自由権勧告が出たが都教委はこれにどのように対処するつもりか、と問うたところ、「都教委は答える立場にない」。文科省の責任だ、という当事者意識の全く欠落した回答が返ってきた。当事者であることをガンガン追及し、申入書を手渡し、10・23通達撤

## 包括的な性教育を

### スイス・ジュネーブの国連「障害者権利委員会」の改善勧告

障害者に対するあらゆる差別の禁止や基本的自由を守ることを定めた「障害者権利条約」は日本も批准し締約国となっている。日本の取り組みを国連の「障害者権利委員（権利委）」の審査が8月中旬スイス・ジュネーブで初めて開かれ、改善勧告（総括所見）

回、教育委員との面談、人事部とアイムとの交渉、を要求して1時間を終えた。

## 7 結び

起立斉唱の強制は人から精神の自由を奪う。天皇制公教育が再び大手を振って歩かないように、今、頑張りた。少数者の痛みを思い、多文化、他民族共生社会を求める子どもたちが育つていくよう、共に踏ん張りましょう。

（わたなべ・あつこ／「日の丸・君が代」ILO・ユネスコ勧告実施市民会議）

児玉 勇二

が9月初旬出た。私たちが訴えた包括的な性教育の実現も勧告された。障害のある女子の性虐待が増えていることを、その原因として国連で認められている包括的性教育が、日本では政府の特異なイデオロギーで禁止されていて、これの実現が勧告され、訴えてきた私が共同代表している「障がい児の権利を訴える会」が7日、東京都内で報告集会を開き大勢参加され、障害のある

議員も結集し、学生が50人ズーム参加した。国連欧州本部内の約900人が入る大会議室で8月の2日間、計6時間にわたって対日審査は行なわれた。日本政府側は7府省25人が出席、18人の権利委員長と対面で質疑応答して実施した。私たち「訴える会」メンバーは、他国に比べ異例の過去最多規模となった約1000人の傍聴団に加わり、私は、今まで扱ってきた障害のある女子の性虐待では、被害者がトラウマとして一生続くもので、加害者が被害者が障害故に供述に疑問が残るとして無実となっている現状の不条理を訴えた。だからこそ、日本では私が弁護団長をした七生養護学校事件で、2003年7月の統一協会や右翼都議らの



(写真・小宮純一)

攻撃で禁止されたその後国連でガイダンスができた包括的性教育の実現が必要なことを訴えた。(下記児玉陳述書参照) 審査委員は真剣に聞いてくれた。むしろ日本政府に障害のある人の訴えを聞いてほしいことを涙ながら訴えていた。

これらの審査結果を踏まえ9月9日に提示された改善勧告は、障害のある子とない子が共に学ぶ「インクルーシブ教育」確立のために、障害がある児童生徒すべてが個別支援を受けられる計画を立てる必要性を指摘するなど、同条約第1条から33条までにわたる数々の懸念93項目と勧告92項目に及んだ。

中でも特に、障害のある女性と少女、知的・精神・感覚的障害があつて施設、学校、家庭、地域で生活する人に対する「性的暴力からの保護と救済が欠如している」と懸念を示し加えて、すべての障害者が質の高い、年齢に応じた保健サービスと「包括的性教育」を受けられることも制限されているとして、これらを受けられるようにすべきと勧告した。

### 統一教会による「新純潔宣言」による性教育バッシング

この集会で七生養護学校事件で意

見書を出してくれた浅井春夫立教大名譽教授らは、日本での性教育バッシングは1992年の統一教会による「新純潔宣言」から始まって特に七生養護学校事件で全く禁止されるようになった歴史を指摘した。

98年に小学校で突然導入された性交を学校教育では取り扱わない「はじめ規定」が学習指導要領に固定化された。23年度から文科省が始める「生命の安全教育」も、性交と妊娠、避妊や中絶は教えないとしている。国際的な包括的性教育フレームの『国際セクシュアリティ教育ガイダンス』(ユネスコが09年に公開)とはかけ離れ、世界から取り残されているなどと訴えた。

現地でも通訳も務めた帝京平成大の村山佳代さんは「権利委員長は私たちNGOの話をよく聞いてくれた。審査では政府に対し『質問に答えていない』との厳しい発言もあり日本担当委員の涙ながらの『障害がある人々との継続的コミュニケーションをとることによってのみ、障がい者の人権は保障される』とのあいさつは感動的だった」と話した。

認定NPO法人・女性障害者ネットワーク代表の藤原久美子さんは「優生保護法などで日本では障害がある女性は性や生殖に関する意欲や能力がないとみなされ、障がいがある弱みに付け込んだ性被害が各地で

多く起きている」と発言した。

同条約は06年12月、国連（ニューヨーク）で採択。「Nothing about us, without us（我々に関することを我々抜きに何も決めるな）」の精神でつくられ、08年に発効、日本は14年に批准（140カ国目）した。締約国は条約を実施するために何を行なっているか、進捗や課題を報告する義務がある。

総括所見（勧告）に法的拘束力はないが、日本政府は対策を講じるよう求められ、28年2月までに改善結果を報告しなければならぬ。

## 児玉陳述書

私は本件性教育を禁止された七生養護学校裁判の弁護団長をし、障害のある子への性的虐待裁判も数件やっている弁護士です。私の「知的・発達障害児者の人権」（現代書館）の本でこれらを詳しく事例ごとに紹介しています。

今回の「国連に障がい児の権利を国会に訴える会」は既に2019年6月13日付けで、2022年6月28日付けで、今回は「私たちは国連に勧告を求めます」の追加レポートと資料も出しました。これで不十分であった点を補充します。

今まで実践してきた障害のある子どもたちの性教育を、七生養護学校事件を契機と

して性教育ができなくなったのは日本の場合政治家からの介入が原因になっていることが特徴です。

（以下は本審査では簡単に道徳的性教育価値観と要約しました）私の本の83ページに書きましたが教材を取り上げた都議らは石原都知事の教育を実践する「教育改革を提言する東京教育再興会議」の代表で、「ジェンダーフリー論を持ち込ませない」「不適格教員の排除」を方針にしてこの2003年7月事件の時七生の教材を取り上げたのです。既に2002年5月に自民党の山谷えり子議員が、参議院の委員会で厚労省の下での2001年作成された「思春期のためのラブ&ボデーBOOK」を非難する質問をしました。「セックスが命をはぐくむ営みだ」という重く神聖なものという視点が欠けている」などの主張を展開しました。その後同様の角度から一部の週刊誌が取り上げ、高橋史朗、八木秀次など保守論客がその批判を繰り返しました。2005年には「過剰な性教育ジェンダーフリー教育実態調査プロジェクトチーム」（座長安倍晋三幹事長代理・当時）を立ち上げ、同年6月各地の不適切事例なるものを情報提供者不明のままに国会に提出したのです。これ以来性教育実践は国家の、都の指示に従ってしかできなくなってしまうていったのです。これ以

後、七生事件の裁判では、政治家の教育への不当介入は許されなことを、七生の性教育は適切な教育とも認定判断され、国連でも七生と同じ包括的性教育ガイドランスがその直後できていったにも関わらず、昨年には国連の子どもの権利委員会からも勧告されているにもかかわらず現在も、いまだ禁止されているのです。

障害のある子、特に女の子のためにも、国連からの私たちの性教育の総括所見勧告が必要なのです。

2019年の都の「性教育の手引」の改定も、文科省の2023年4月からの「生命の安全教育」も、内容は別途で述べているように包括的性教育に届かない、従来の特異のイデオロギーの性教育の方針を頑なに維持しており、国も都も拘束力があるとしている学習指導要領に従うよう教育現場を指導していて、その犠牲者が多くの障害のある子、特に女の子なのです。権利条約6条という複合的な差別で、障害、女性、子どもの3重の差別を受け犠牲に被害にあっているのです。どうか助けてください。

## 障害のある子の性虐待のケースから

日弁連の報告書1のケースは7ページで水戸事件の水戸地裁の2004年3月判

決、浦安事件の2005年4月判決（私も参加）が挙げられています。浦安では加害者は刑事事件では無罪になっています。

私の先程述べた1997年虐待で廃園になり社会問題にもなった白河育成園事件で障害のある女子数人が性的虐待を受けていることが最後に発覚しましたが、被害が重大で親に迷惑をかけたくないとパニックになるほど被害の甚大性で告訴を断念しました。友部病院性的虐待事件では、学習障害を持つ23歳の女性に精神病院の看護師から、性教育をしないと騙されて地域復帰のための訪問看護で性暴力を受け1審は敗訴、しかし2審は逆転330万円を県と看護師に支払わせました。加害者が無罪となった浦安事件もこの本で紹介しています。これは各新聞社の記者が本にしています。2010年12月大分での知的障害の女性がわいせつの被害を受けたけれど告訴能力を否定したケースなど私は自分の本でそれぞれ紹介しました。

それ故にその性暴力被害防止の為に七生のような性教育が、国連の包括的性教育が必須なのです。この本の第4章でこの事件を「障害児の性的自立と教育の自由」「都立七生養護学校事件1審2審判決をめぐって」で展開しています。つなん出版から出されている『かがやけ性教育！』（七生養護

ここから裁判刊行委員会編）もとっても詳しくこの七生の性教育の素晴らしさを解説していますので資料として提出します。

マスコミでも最近この障害のある女の子の性虐待のケースが多く、性教育も必須であることの記事も多く出ています。日本では最近このようなジェンダーフリーをバツクラッシュとして禁止された性教育を復活して欲しい、同性婚、夫婦選択性別性を認めて欲しいとの世論が高まっています。その中で国連にも資料として提出して陳述した朝日新聞の大久保真紀記者の記事から、その性虐待のデータの記事をピックアップしてみました。2022年連載第7部「障害のある子どもを性暴力から守るために」によれば以下の通りです。

- ・海外では障害のある子はそうでない子に比べて性暴力被害に会う割合が3倍高いという調査結果があり、日本ではその実態は十分把握されていない。
- ・内閣府が2017年度30歳未満の若年層の性暴力被害状況の14の相談支援機関に対して実施した調査によると、集まった被害事例268件のうち障害の有無の回答があった127件うち精神発達障害などがあつた人は55%占めた。
- ・NPOの「しあわせなみだ」というグループが発達障害のある人の回答のうち32人

のうち71%に当たる人が何らかの性暴力を経験していた。

・日本視覚障がい者美容協会のWEB調査でも回答のあつた女性68人のうち70%にあたる48人が視覚障害に乗じた性的被害にあつている。

・法務省によると2018年に検察が「嫌疑不十分」として不起訴にした性犯罪は548件あり、そのうち被害者に障害があつたケースが61件、その理由としては供述の変容や変遷などの証言の信用性が疑われるケースが少なくなつたと言われている。

・放課後デイでは性被害は12年度は1件だったが、20年度は92件が性的虐待で氷山の一角と指摘されている。

・厚労省では努力義務だつた従業員への研修や虐待防止のための責任者の設置を今年4月から義務化した。

既に学校での教師の性暴力を防止する法律も最近成立し、他のレポートでも紹介しましたが、法律の規制が必須になつていほど日本では社会問題になつてるのです。このような点からも今回の性教育の最終所見、勧告は必須です。

（こだま・ゆうじ／弁護士、国連に障がい児の権利を訴える会共同代表）